

佐賀市歴史的風致維持向上計画（第2期）

【概要版】



令和4年3月
佐賀市

はじめに

本市では平成 24 (2012)年に、第 1 期となる「佐賀市歴史的風致維持向上計画」を策定し、これまで歴史まちづくりの推進に取り組んできました。

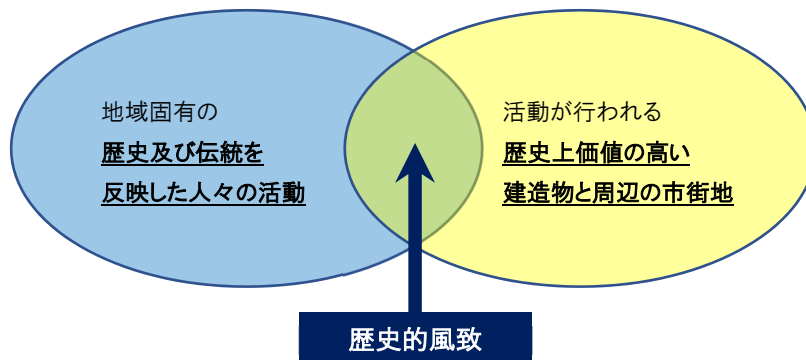
計画期間中の平成 27(2015)年 7 月には、三重津海軍所跡が「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産の一つとして世界文化遺産に登録されました。さらに、明治維新 150 年を記念して開催された「肥前さが幕末維新博覧会」の効果もあって、歴史資産等に関する市民の意識の向上、県外や外国からの来訪者の増加も見られるようになりました。

その一方で、少子化・高齢化の進行、ライフスタイルの変化などにより、歴史的建造物及びその周辺景観の保全や、本市に引き継がれてきた伝統産業や伝統文化に携わる人材の不足などといった課題への対策が求められています。

これをふまえ本市では、第 1 期計画の評価及び課題整理を行ったうえで、本市固有の歴史的風致を後世に引き継ぐことを市民とともに実践するために、「佐賀市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）」を策定しました。

歴史的風致とは

地域固有の歴史及び伝統を反映した「人々の活動」と、活動が行われる「歴史上価値の高い建造物、周辺環境」とが一体となって形成してきた良好な市街地環境を、「歴史的風致」といいます。



歴史的風致維持向上計画とは

地域固有の風情や情緒、たたずまいなどといった「歴史的風致」を、そのまま“維持”するだけでなく、歴史的な建造物の復元や修景等の手法によって、積極的にその良好な市街地の環境を“向上”させ、後世に引き継いでいくことを目的とした計画が、「歴史的風致維持向上計画」です。

本市では、平成 24 (2012)年 3 月に国の認定を受けた「佐賀市歴史的風致維持向上計画」（計画期間：平成 24(2012)年度から令和 3 (2021)年度）に基づき、さまざまな取り組みを進めてきました。

今後も引き続き、本市固有の歴史的風致の維持・向上を図るため、第 2 期計画のもと、歴史まちづくりを推進していきます。

計画期間

第 2 期計画の計画期間は、令和 4 (2022)年度から令和 13(2031)年度までの 10 年間とします。

歴史的風致形成の背景

本市の市域は、北は脊振山地から南は緩やかに広がる沖積平野を挟んで有明海に達し、「山から海まで」を包括した豊穡な自然を擁しています。

平野部の成り立ちは有明海に大きく起因し、自然の陸化や鎌倉時代から行われてきた干拓により現在の佐賀平野が形成されてきました。現在でも、干満の差が最大6mにも達する有明海の影響を大きく受ける江湖や堀が残っています。

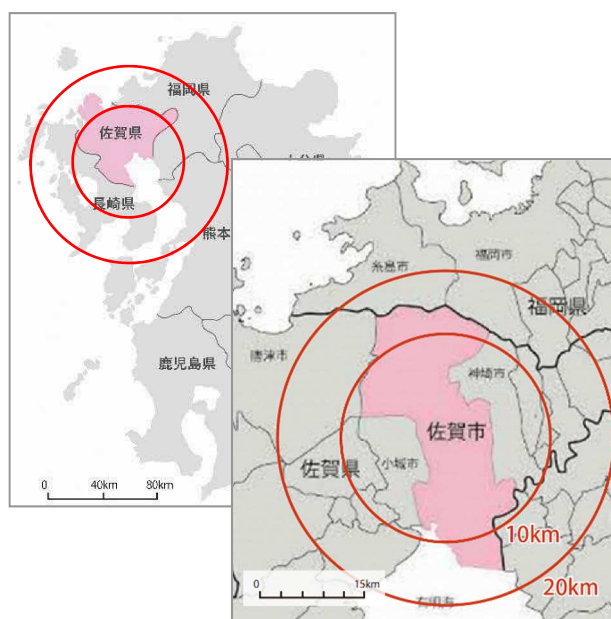
古来、北部九州には、中国や朝鮮半島から先進的な文物や技術、そして人々が渡来し、佐賀においてもその影響を強く受けた文化圏が形成されてきました。古代において律令制度に基づく中央集権国家が成立すると、それに伴って肥前国庁が佐賀平野北域に置かれ、大宰府と京とを結ぶ官道が整備されたことにより、多くの文物や文化の交流が盛んとなっていきました。

江戸時代には、鍋島氏の居城である佐賀城を中心とした西国の雄藩にふさわしい城下町が建設され、道路や水路といった当時の町割は、その形をほとんど変えることなく今に引き継がれています。

また、海外に門戸を開いていた長崎と小倉とを結んだ長崎街道がこの城下町を貫き、長崎にもたらされた海外の珍しい文物・文化は佐賀の地にも大きな影響を与えてきました。

さらに、第10代佐賀藩主鍋島直正公は、日本初の実用反射炉「築地反射炉」、西洋科学技術の研究機関「精煉方」、幕府からの依頼を受け鉄製大砲を製造した「多布施反射炉」、佐賀藩洋式海軍の拠点「三重津海軍所」といった施設を設置し、他藩に先駆けて近代化・産業化に取り組みました。

このような変遷を歩んできた本市には、地域固有の歴史と伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的価値の高い建造物とが一体となった歴史的風致が形成され、今日まで継承されています。



佐賀市の位置



本市の遠望（南から）

維持及び向上すべき歴史的風致

本市の維持及び向上すべき歴史的風致は、以下のとおりです。

1 城下町の形成とその維持から見える歴史的風致

江戸初期に完成した町割は、ほぼそのままの位置と形状で現代に引き継がれており、そこで行われる河川清掃や消防活動が、地域住民によって継承されています。



佐賀城鯨の門及び続櫓



水路の清掃活動（裏十間川）



消防訓練（文化財防火デー）

2 長崎街道と菓子文化の継承から見える歴史的風致

幕府から長崎警備を命じられた佐賀藩は、南蛮文化とともに当時貴重だった砂糖も手にいれることができました。砂糖を使った南蛮菓子文化は長崎街道を中心に花開き、現在も市民の日常の中に息づいています。



長崎街道



「丸ぼうろ」づくり



3 幕末佐賀藩の近代化産業に由来する伝統産業の継承から見える歴史的風致

佐賀藩が藩をあげて科学技術の習得に力を入れていた「精煉方」事業のうち、ガラス事業は経営体制を変えながら引き継がれています。ガラス器の製造過程には「精煉方」由来の近代化産業の息吹が感じられます。



精煉方跡記念碑



肥前びどろ



ガラス工芸技術「ジャッパン吹き」

4 城下町の恵比須信仰から見える歴史的風致

恵比須像の数は他に例をみないといわれるほど多く、市民にとって身近な存在であり大事にされてきました。佐賀城下は、「恵比須さんが微笑むまち」でもあります。



中の橋の恵比須像



福餅投げ（十日恵比須大祭）



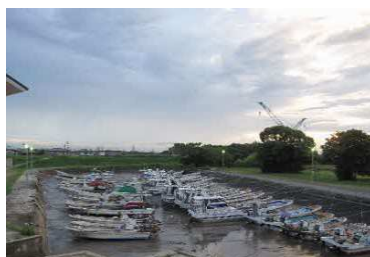
えびす打込み（十日恵比須大祭）

5 三重津とその周辺に見える歴史的風致

佐賀藩洋式海軍の拠点であった時代から和船や洋式艦船が行き交っていた三重津は、今日でも海苔養殖等に向かう漁船でにぎわいをみせています。また、三重津近隣に生まれ佐賀藩の近代化に尽力、後に日本赤十字の礎を築いた佐野常民の博愛精神は、地域住民の生活に深く根付いています。



三重津海軍所跡



戸ヶ里漁港（早津江地区）



佐野祭

6 堀文化の継承から見える歴史的風致

低平地である城下町とその周辺は、水の恩恵とともに水害による危険性も持ち合わせています。水の恩恵を享受し、氾濫を回避するための活動や、水難事故から子どもたちを守る「ひゃーらんさんまつり」が継承されています。



田植え前に水を溜めている堀



ごみくい



ひゃーらんさんまつり（龍宮社）

7 祭事の継承から見える歴史的風致

広大な佐賀平野は米どころとして、農家の豊穰への祈りや自然への感謝の念が強く、多くの集落で行われている浮立や祭事がそれぞれの地域に受け継がれています。



市川の大衝舞浮立

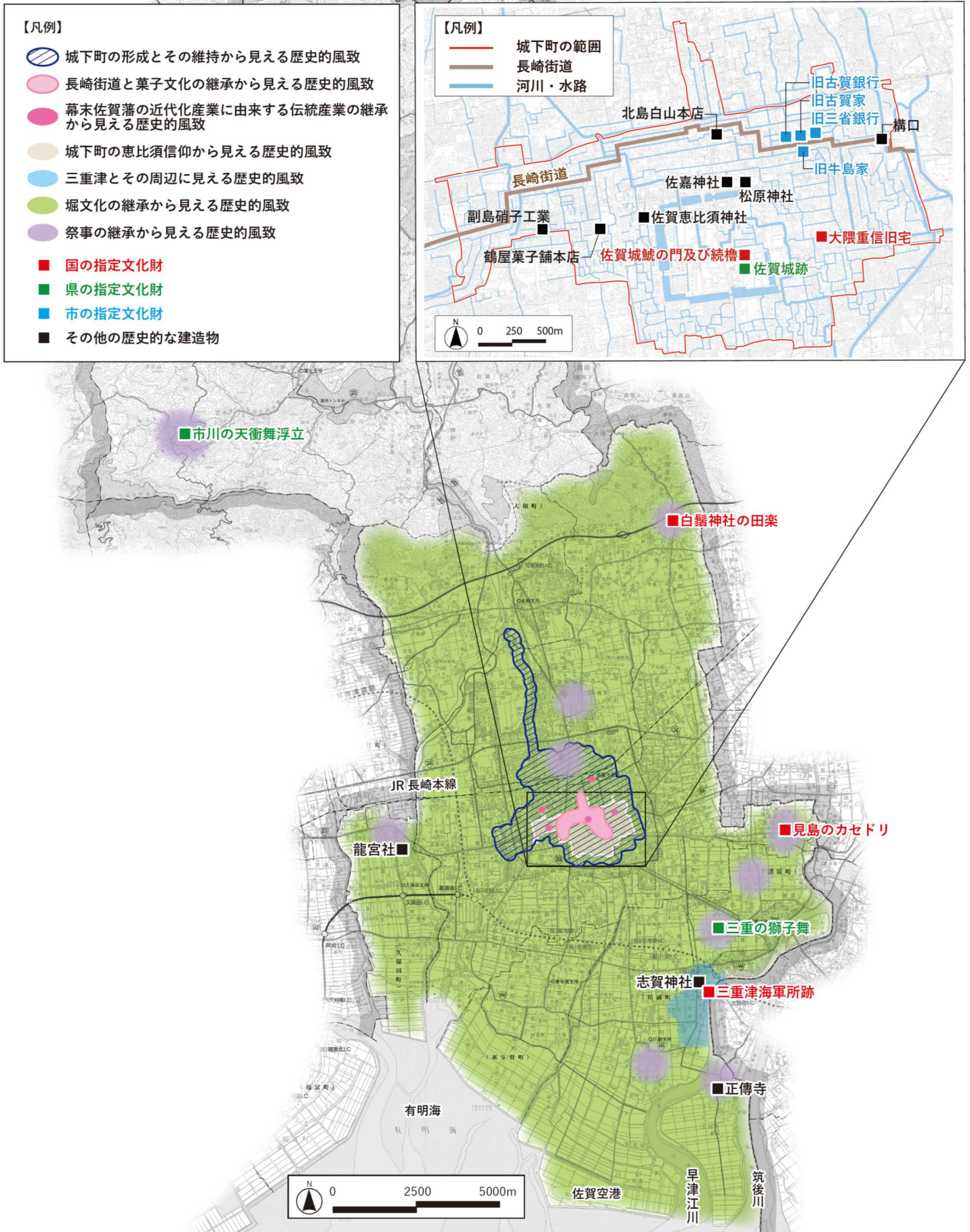


白鬚神社の田楽



三重の獅子舞

[佐賀市歴史的風致維持向上計画（第2期）]



歴史的風致の分布

歴史的風致の維持及び向上に関する課題と方針

歴史的風致の維持及び向上に関する課題を整理し、その解決に向けた基本方針と実現のための方策を設定しています。

歴史的風致の維持向上に関する 課題

歴史的建造物の保存・活用及びその周辺環境に関する課題

歴史的な建造物が多く建ち並ぶ柳町周辺以外にも、市内には武家屋敷、町家、寺社などの歴史的建造物が点在していますが、経年劣化等に伴う保存修理が必要なものも数多く見受けられます。こうした建物の中には、使用されることなく除却されたり、十分な維持管理がなされず老朽化・損傷が著しいものも多くなっています。

歴史資産等の周遊環境に関する課題

市内には、国をはじめ県、市の指定文化財、史跡、登録文化財や、文化財未指定の歴史的価値を有する建造物が点在しています。また、本市の文化や歴史資産を伝える施設も数多くあります。しかしながら、こうした建造物や施設等を、市民・来訪者がわかりやすく、快適に周遊するための環境整備は十分とはいえません。

地域固有の歴史文化の継承と市民の歴史文化への理解に関する課題

高齢化や人口減少などにより、地域に伝わる祭礼行事や歴史資産などの維持が困難となるケースが見受けられます。また、無形の伝統文化や伝統技術は、後継者不足の問題に直面しています。さらには、世界遺産登録や明治維新150年事業などにより、近年、歴史文化に対する市民意識の高まりがみられますが、これらを一過性のものとししない取組が必要です。



基本方針 と実現のための方策

歴史的風致を構成する歴史的建造物の保存と活用の推進

- ✓歴史的建造物の保存修理、統一感のあるまちなみの形成
- ✓歴史的建造物を活かした交流、にぎわいづくり

歴史資産等の周遊環境の整備促進

- ✓点在する歴史資産をわかりやすく快適に周遊するための環境整備
- ✓統一したデザインによる歴史資産等の案内・説明看板などの設置

地域固有の歴史文化の継承と市民の理解促進

- ✓伝統文化の継承活動への支援、文化財についての市民への啓発
- ✓幕末佐賀藩近代化産業遺産等の調査、市民・来訪者の理解増進のための啓発

歴史的風致の維持・向上のための施策、事業

本市は、歴史的風致の維持及び向上を図るため、2か所の重点区域を設定します。
 今後、この重点区域を中心として下図に示す23の施策、事業の推進に取り組みます。



歴史的風致の維持向上に資する各種施策・事業

「重点区域」とは、重要文化財や史跡などとして指定された建造物の用に供される土地の区域と、その周辺の土地の区域で、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を重点的かつ一体的に推進する必要があると認められる土地の区域です。



徴古館（国の登録有形文化財／
22世紀に残す佐賀県遺産）

③ 松原公園整備事業

第一期区域として徴古館周辺を整備した松原公園について、整備可能な区域から順次、公園区域として拡大し、歴史文化を活かした景観の向上、市民・来訪者の回遊促進を図ります。



旧馬場家住宅
(22世紀に残す佐賀県遺産)

④ 旧馬場家住宅保存修理事業

長崎街道沿いの柳町に位置する、江戸期建築の貴重な歴史的建造物である旧馬場家住宅の保存修理と公開活用のための改修を行います。



史跡三重津海軍所の整備イメージ

⑦ 史跡「三重津海軍所跡」保存整備事業

佐賀藩洋式海軍の拠点であった三重津海軍所の遺構は、良好な状態で地下に埋め戻されています。こうした遺構を恒久的に保存しつつ、来訪者に史跡三重津海軍所跡への理解をより一層深めてもらうため、遺構の平面表示などの史跡整備を行います。



統一デザインによる案内看板

⑩ 案内・説明看板及び誘導看板整備事業

⑰ 案内・説明看板及び誘導看板データ化事業

指定文化財や歴史資源の案内・説明看板、誘導看板（以下、各種看板）を統一感のあるデザインで作成し、設置します。また、合併前の各市町村それぞれのデザインで設置された各種看板についても、同じデザインでの設置を進めます。

さらに、これまでに設置した各種看板の位置や記載内容をデータ化し、公開します。



精煉方跡記念碑

⑯ 幕末佐賀藩近代化産業遺産の保全及び活用事業

佐賀藩が他藩に先駆けて近代化に取り組んだことを示す幕末佐賀藩近代化産業遺産について、適切な保全を行いながら調査を進め、佐賀藩の果たした功績を広く市民及び来訪者に周知するとともに、次世代に継承していくための取組を行います。

文化財の保存又は活用に関する事項

佐賀市全域に関する事項

- ・歴史的風致の維持向上を図るため、市、文化財所有者及び管理者、市民、市民団体の4者の協働による保存・活用を図ります。
- ・保存活用計画の策定については、今後、個別の文化財の状況を確認しながら、計画の策定に向けて検討を進めていきます。それまでの間は、文化財保護法、県及び市の文化財保護条例、文化振興基本計画に基づき、適切な文化財の保存・活用を行うものとします。
- ・未指定の文化財については、文化財の価値調査を行い、その結果に基づき指定・登録を行うとともに、その保存と活用に努めます。
- ・文化財の修理にあたっては、文化財の価値を損なわないよう所有者などに適切な助言を行うとともに、必要な支援措置を図っていきます。
- ・「文化財防火デー」に合わせた消防訓練を文化財所有者、消防署や消防団との連携により毎年実施しており、今後も訓練の充実を図るとともに地域住民への防災意識の啓発を強化します。
- ・周知の埋蔵文化財包蔵地で計画される開発については、事前協議を行うとともに、確認調査を実施したうえで必要に応じて本発掘調査を実施し、開発と文化財保護との調整を図っていきます。



文化財防火訓練（吉村家住宅）

重点区域に関する事項

- ・国の重要文化財「佐賀城鯨の門及び続櫓」は、経年劣化に伴う保存修理や耐震診断等に取り組みます。
- ・歴史的建造物が集積する柳町に所在する「旧馬場家住宅」を歴史的風致形成建造物に指定して保存修理を行います。
- ・都市計画法に基づく地区計画及び高度地区の指定、佐賀市景観計画による景観形成地区（長崎街道・柳町、城内）の指定、佐賀市屋外広告物条例による規制などにより、良好なまちなみや周辺環境の保全に努めていきます。
- ・市民や来訪者が重点区域内に点在する歴史的建造物や歴史資産、景観を楽しみながら快適に周遊できるよう、案内・説明・誘導看板等の整備や道路舗装の高質化、沿線の緑化といった環境整備に取り組みます。
- ・幕末佐賀藩の近代化産業遺産（築地反射炉跡、精煉方跡、多布施反射炉跡、三重津海軍所跡）については、引き続き文献調査や発掘調査を進め、全容の解明に努めていきます。また、市民や来訪者にこれらの遺産に対する理解を深めてもらい、重要性をさらに浸透させ、次の世代へと引き継いでいくための取組を充実させていきます。



佐賀城鯨の門及び続櫓



旧馬場家住宅

歴史的風致形成建造物に関する事項

本市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定します。

具体的には、城下町の歴史が息づく町家・武家屋敷、寺社建築や歴史的価値が認められる門を指定することとし、鳥居、狛犬、石橋、棚路、石積護岸などの構造物も指定の対象とします。

特に、市の指定文化財や国の登録有形文化財(建造物)については積極的な指定を検討し、歴史的風致の維持向上に努めるものとします。民間所有の建造物については、所有者などの合意を得られたうえで指定を検討します。

指定の基準

重点区域内における国指定文化財を除く歴史的建造物で、以下のいずれかに該当するもの

- ア 意匠、形態、技術性がすぐれているもの
- イ 歴史性、地方の固有性、希少性等の観点から保存が必要なもの
- ウ 外観が景観上の特色を有するもので、重点区域の歴史的風致の維持向上に寄与すると認められるもの

ただし、以下の条件を満たすものとする。

- ・概ね築50年程度経過しているもの
- ・所有者または管理者等により、今後当該建造物の適切な維持管理が見込まれ、かつ歴史的風致の維持向上に資するための一般公開等の諸活動が継続的に行われる見込みがあること

指定の条件

次に掲げる指定条件のいずれかに該当するものを対象とする。

- ア 国の登録有形文化財（文化財保護法第57条第1項）
- イ 佐賀県重要文化財（佐賀県文化財保護条例第4条第1項）
- ウ 佐賀市重要文化財（佐賀市文化財保護条例第4条第1項）
- エ 景観重要建造物（景観法第19条第1項）
- オ 22世紀に残す佐賀県遺産の認定建造物
- カ その他、歴史的風致の維持及び向上に資するものとして佐賀市長が特に認めたもの



佐賀城跡と城下町周辺（南から）



三重津海軍所跡周辺（上空から）

佐賀市歴史的風致維持向上計画（第2期）【概要版】

発行 令和4年3月

佐賀市 企画調整部 歴史・世界遺産課

住所 〒840-8501 佐賀県佐賀市栄町1番1号

TEL 0952-40-7103 FAX 0952-40-7382

E-mail sekaiisan@city.saga.lg.jp

計画書本編は、佐賀市公式ホームページで閲覧できます。

佐賀市 歴史的風致維持向上計画

検索